

<特集 日高市>

緊急総力特集 連続配信 第9弾！

日高市には「市議会」が存在しなかった

誤報をお詫びする……

田中まどか市議も「でっち上げ可決」を「早く通したかった」

2019年8月22日、日高市臨時議会において「議案第37号 日高市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」（以下「条例」）が「でっち上げ可決」された。

本紙はこの前後の状況を取材してきたが、第7弾の記事の一部に「誤報」があったので訂正する。それは日高市議会議員・田中まどか氏についてのものである。

田中まどか市議も「憲法無視」のトンデモ市議だった！

条例案の（でっち上げの）審議を行った文教経済常任委員会の席で、田中まどか市議は本条例案が憲法29条に反する可能性を市に指摘したが、本紙は第7弾記事中で以下の通り報じた。

『「条例案」の説明に呼ばれた市民生活部長・関氏と環境課長・相磯（あいそ）氏に、田中市議は「憲法29条に抵触しないのか？」という旨を確認した。

これに対して関氏と相磯氏は「想定しておりませんので」と回答。

本紙前回記事で詳述した、条例の違憲性とこれに伴う損害賠償責任などについて、市は「想定していない」と一蹴したのである。

田中市議は「では質疑をしても回答は同じなんですか？」と念を押すが、関部長・相磯課長は「はい、これ以上の説明はないので同じになります」と答える。

田中市議は、それでは質疑など不毛に終わるだけだというような、失望と諦念が混在した表情で、市への質問を打ち切った。田中まどか市議は、かの“虚偽答弁市議”で「**条例**」大推進派の松尾まよか（万葉香）氏と2人会派を組むが、田中氏自身は6月議会の動議による条例案に「**慎重な議論が必要**」として、稲浦市議と共に反対した立場である。だが、議会の前に「**結論ありき**」のシナリオが完成されていることを知って、**条例可決に反対する意思を喪失したように見えた。**』

ところが、田中まどか市議に対する本紙のこの見解は、まったくの見当違いであった。「**でっち上げ条例可決**」から1週間後の8月30日、本紙は田中まどか市議に取材要請をした。すると多忙を理由に取材に応じない旨を述べた田中市議であったが、本紙記者が電話で「**委員会のなかでは田中市議だけが条例に疑義を持っていたかに見えましたが**」と質問したところ、田中氏は次のように答えたのである。

**「いえ、私は早く条例案を通したかったです」**

なんと、本紙の買い被りで田中市議も憲法を知らないか、知っていて無視したのか、または自分を支持する有権者の前には「**少数派市民**」の権利など踏みつけてなんとも思わないトンデモ議員だったのである。

すると委員会で田中市議が市に尋ねた「**憲法29条に抵触しないのか？**」とは、疑義どころか、逆に本条例案の防御力を確かめたということになるのだろうか？

それとも、事後に本条例をめぐって紛争化した際に「**違憲性について、自分は一応聞いた**」という逃げ場を作るための伏線としての発言だったのか、いずれにしても「**早く可決させたかったから**」質疑を追わなかったということになる。

田中市議も「**結論ありき**」だったのであり、「**審議**」とやらは全員一致の「**でっち上げ**」だったことが判明した。

本紙でも繰り返し指摘していることだが、国民の財産権を保障する憲法第29条3項では、私有地が公共の福祉の目的で利用または収用される場合であっても、それは「**正当な補償の下に**」と定めている。ところが本件条例にはこの補償を担保する条文がどこにも存在しない。それでいて条例案を「早く通したかった」などとする田中市議は、政治家どころか無法者だったということになる。

## 「抗議もないのだから問題なし」と開き直る田中まどか市議

田中市議に対する本紙の見誤りは、そればかりではなかった。次いで本紙が松尾まよか市議による、6月議会での**「虚偽発言」**について考えを聞いたが、その答えは本紙の見解とは真逆のものであったのである。

本特集第1弾の記事に詳細を報じたが、松尾まよか市議は、本件渦中の太陽光発電開発事業者・TKM デベロップメントが、和歌山県でのメガソーラー事業を**「住民の反対で中止となった」**と発言。しかし、実際には6月当時、同社は事業を中止しておらず、後に8月末に事業中止届を和歌山県に提出したが、理由は住民の反対ではなくエネルギー資源庁の事業開始期限の規定の変更にもなう**「それまでの事業計画の中止」**に過ぎないというのが事実だ。

本紙は事業者にも取材をしているが、県の**「これまでの事業計画を変更するには、一度、中止届を出す必要がある」**との指導に従い、形式として**「事業中止届」**が提出されたもので、現在も同県での太陽光発電事業開発計画は、事業規模とパートナーを変更のうえ継続している。これらの事実を知らない、というよりも調べもしない松尾まよか市議は、事業潰しのための事業者ネガティブ・キャンペーンの意図から事実無根の虚偽発言を議会で行ったのである。

本紙は、虚偽発言をして自らその間違いを知りながら、事後に発言の撤回も修正もしない松尾市議を**「市議失格」**として厳しく糾弾し、松尾氏の会派代表である田中まどか市議については以下のように記した。

**『ボスである田中市議の心中を拝察すると気の毒としか言いようがない。』**

ところが、これも本紙のとんだ見間違いだった。

田中まどか市議は本紙の問いに対し、松尾市議を全面擁護してこう語った。

### 田中まどか市議

**「調べが甘かった。ただ、時期がズレただけで結局、事業者は撤退したでしょう。それに事業者からの抗議もありませんし…」**

異常としか言いようがない日高市議会のなかで、唯一まともな政治家・稲浦巖市議をべつにすれば、田中まどか市議がまだ**「正常」**な判断力と一般的な知性を持つ議員だと考えた本紙の読みは、まさに**「甘かった」**。

憲法概論に無知なことだけでも日本の政治家としての資格などないことは明らかだが、田中市議は松尾市議の虚偽発言に対して「**事業者からの抗議もないし**」と開き直っているのだから、もはや「**税金から給与や政務活動費を得ての政治家ゴッコ**」でその気になっている「**ド素人**」であるとしか評しようがない。

仮に事業者からの抗議がなくとも、松尾市議は自分の議会発言が虚偽であったことを認めており、その会派代表・田中市議もそれを知っていたのであれば、自ら発言を撤回し、間違いを訂正し、事業者に謝罪をすることなど市議どころか人としてのマナーのレベルで当然のことだ。

それを「**事業者からの抗議もない**」から撤回も修正もする必要がないという田中まどか市議の了見は、「**騒ぎになってないのだから、どうってこともない**」というのと同じだ。雑誌の誤報であれば、名誉毀損を訴える被害の親告がなければ「**抗議がないから謝罪の必要なし**」も通るだろう。

だが公人にその言い訳は許されない。それは「**バレなければ良い**」という犯罪者心理とまったく同質だからである。田中まどか市議の正体は、「**全国的に炎上しないし大丈夫だ**」とばかりに「**でっち上げ可決**」を強行した反社会的勢力・日高市議会の確信犯の一員だったのであり、田中市議も議員を即刻辞職すべき国賊というべきだろう。

## 「**でっち上げ条例可決**」の直後に「**でっち上げ修正**」?!

田中市議に対する本紙の見解がまるで見当違いだったことから、日高市政内部の条例可決後の動静が気になった本紙は、内通者を通じて情報を得ることにした。すると、信じられないことに可決したばかりの問題の条例を、今度は「**部分的に修正**」するという動きがあるという。

谷ヶ崎市長とその意を受けた職員らは、愚かにも「**でっち上げ可決**」を通してから、事後的に防御の方法を必死に探しているということだろうか。

しかし、それは不可能だ。なぜなら条例は、審議をした文教経済常任委員会と市議会の「**全会一致**」で可決されたものであり、可決の舌の根も乾かない数日後に「**修正**」を要する条例など、はじめから無効ということになるからである。

谷ヶ崎市長は、この危機をどのように切り抜けるつもりなのか、本紙は楽しみにしている。

## 反対派市民が調査のために「私有地に不法侵入」？

さて、これまで報じなかったが、実は事業反対派市民グループは、事業計画用地である地権者の私有地に無断で不法侵入した疑いも浮上している。

本紙で何度も糾弾している、多重違法市民・上野文康氏を代表とする「高麗本郷メガソーラー問題を考える会」（以下「考える会」）の啓蒙パンフレットには、事業計画地において「**トウキョウオオサンショウウオ**」等の希少生物の生息が確認されたかのような記述がある。ということは、事業反対派市民グループは、当該地を緻密かつ専門的に調査したことになるが、そのような立ち入り調査のための私有地侵入を地権者は許可していないのである。

「考える会」パンフレットに署名原稿を書いているK氏は、8月10日に武蔵台公民館で行われたTKM社の事業説明会に出席し、「**林野庁の出身なので専門知識を持っている**」と自らの来歴を放言しては事業者に食ってかかり、拳句に事業賛成市民の地権者としてたったひとり出席していた女性を、得意げに吊し上げていた。しかし、地権者女性に「**Kさん、うちの土地に立ち入りましたよね？**」と切り返されたK氏は「**いえ、立ち入ってませんよ**」と答えている。

「**立ち入っていない**」のであれば、K氏ら事業反対派市民グループは、調査もしていない事業計画用地について、あたかも現地に希少生物の生息を確認したかの虚偽を啓蒙パンフレットに記載し頒布していたことになる。

調査したなら他人の土地への不法侵入だ。言っていることがデタラメである。

代表・上野氏が堂々たる違法行為市民だからなのか、同グループの関係者は「**目的が正しいならば法など関係ない**」との教義の狂信者のようである。ちなみに、このK氏は日高市民ではないが、日高市高麗本郷での本件事業潰しに執念を燃やしているようで、「**でっち上げ可決**」の際には議会傍聴席にも現れた。

「考える会」のメンバーらは、高麗本郷の自然保護よりも先に、自らの無法ぶりを恥じて振る舞いを改めることを「**考える**」のが先決のはずだが、法どころか理性さえも捨てているのかもしれない。

本紙が谷ヶ崎市長に送付した「**公開質問書**」は、8月29日に受領されている。回答期限は9月12日である。